

## 平成 25 年度に実施した愛知県国民保護計画の軽微な変更

◎変更日 平成 25 年 10 月 1 日

変更理由	施行令第 5 条 の該当号	主な内容
組織名称の変更	第 2 号	郵便事業株式会社 → 日本郵便株式会社
統計数値の修正	第 3 号	地勢、気候、人口の地域分布、土地利用 及び石油コンビナート等特別防災区域 に係る統計数値の更新
港湾法の改正	第 3 号	特定重要港湾 → 国際拠点港湾

## 【備考】

都道府県国民保護計画について、政令で定める軽微な変更を行う場合は、都道府県国民保護協議会への諮問は、必要ないとされている。

## 〔国民保護法〕第 37 条第 3 項

都道府県知事は、第 34 条第 1 項又は第 8 項の規定により国民の保護に関する計画を作成し、又は変更するときは、あらかじめ、都道府県協議会に諮問しなければならない。ただし、同項の政令で定める軽微な変更については、この限りでない。



## ○軽微な変更（国民保護法施行令第 5 条）

- ①地域の名称、地番、住居表示の変更に伴う変更
- ②機関や組織の名称、所在地の変更に伴う変更
- ③誤記訂正、法令等改正に基づく呼称変更、統計数値の修正等に伴う変更